

## 第40回社会保障審議会障害者部会議事録

日 時：平成20年10月8日（水）14:00～16:43

場 所：航空会館 7階大ホール

出席委員：潮谷部会長、高橋部会長代理、嵐谷委員、井伊委員、伊藤委員、  
岩谷委員、梅田委員、川崎委員、大濱委員、小澤委員、北岡委員、  
君塚委員、小坂委員、佐藤委員、副島委員、竹下委員、堂本委員、  
長尾委員、仲野委員、新保委員、浜井委員、広田委員、星野委員、  
箕輪委員、福島委員、三上委員、宮崎委員、山岡委員、林参考人

### ○潮谷部会長

定刻になりましたので、ただいまから第40回社会保障審議会障害者部会を開会いたします。

委員の皆様方には、お忙しい中にご参集いただきまして、ありがとうございます。

議事に入ります前に、事務局から委員の交代、出席状況、資料の確認等をお願いいたします。

### ○蒲原企画課長

それでは、まず、委員の交代につきましてご紹介をいたします。都合によりまして、鶴田委員が委員をご辞退されました。その後任といたしまして、本日付で日本アイ・ビー・エム株式会社人事ダイバーシティ・人事広報担当部長の梅田恵様が障害者部会の委員となりました。よろしく願いいたします。

続きまして、委員の出欠状況でございますが、安藤委員、坂本委員、桜井委員、野沢委員、生川委員、都合によりご欠席という連絡をいただいております。

それから、長尾委員、大濱委員の方から少し遅れるということでございます。よろしく願いいたします。

なお、坂本委員の代理として、東松山市健康福祉部長の林参考人がご出席でございます。よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

議事次第をめくっていただきまして、右肩の上の方に資料のナンバーを振ってございます。資料1といたしまして、自立支援法の見直しに係る主な論点ということで、これは以前提出したものの資料の抜粋版というものをつくってございます。

続きまして、資料の2で、2分冊になっておりますけれども、本日も議論いただきます。相談支援について、まず資料2-①ということで、本体部分の資料。そして、資料2-②

ということで、参考資料を用意いたしております。

その後、参考資料1として、現在厚生労働省のウェブサイトで自立支援法の見直しについて多方面からご意見をいただくということで募集いたしておりますが、それについての資料をつけてございます。

また、参考資料2、委員の交代がございました。新しい委員名簿でございます。

参考資料3として、第38回の部会の議事録ということでございます。

なお、これに加えて、本日、堂本委員より資料を提出していただいております。お手元に配布をいたしております。以上、ご確認をいただければ幸いです。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。皆様、資料等ございますでしょうか。

それから、今日の議事の中身とはちょっと違いますけれども、皆さんと一緒に喜びたいことがあります。

それは、私たちの委員でいらっしゃいます東大の福島委員が10月1日付で教授にご就任されていますので、皆さんと共に喜びを申し上げたいと思います。（拍手）

それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日は、相談支援が議題となっておりますので、事務局から資料の説明をお願いいたします。

#### ○鈴木企画官

事務局、企画官の鈴木でございます。

お手元の資料1をお願いいたします。

本日のテーマは、相談支援ということで、全体の中では、左上で枠囲みで囲ってございますが、こういった位置づけになっております。

おめくりいただきまして、具体的な論点でございますけれども、まず1つ目がケアマネジメントの在り方ということで、サービス利用手続の在り方、あるいはサービス利用計画作成費の在り方、こういったこと。それから、もう一つ、②ということで、相談支援体制といたしまして、相談支援事業の質と量の整備、それから自立支援協議会、こういったものが本日の主な論点になってございます。

これに沿いまして、資料の2を準備させていただきました。

お手元の資料2－①相談支援について、というものをお願いいたします。

おめくりいただきまして、まず1ページでございます。

まず、全体像でございますが、1つ目の○のところでございますけれども、・が2つございますが、障害のある方の抱えるニーズ、あるいは課題にきめ細かく対応するためには、必要な情報の提供や助言などを行うとともに、様々な地域の資源や福祉サービスを組み合わせることを継続的に支援する。あるいは、次の・で個々の障害者への支援を通

じて、明らかになった地域の課題への対応について、地域全体で連携し検討し、支援体制を整えていくといったことから相談支援の充実を図るということで、本日はその枠組みの中にございます3つの点について、施策の充実を検討してはどうかということをごさせていただいています。

1点目が地域における相談支援体制。2点目が、ケアマネジメントの在り方。3点目が自立支援協議会ということでございます。

それから、その下に※で書いてございますけれども、相談支援につきましては、障害者施策全般に幅広く関わるものでございまして、既に地域での生活の支援として地域移行時の相談支援であるとか、あるいは24時間サポートの話であるとか、こういったことは既にご議論を前回いただきました。

また、次の・にありますように、障害児支援の部分につきましても、ライフステージを通じた一貫した支援、あるいは重層的な支援ということで、ご議論をいただいたところで

す。また、成年後見制度は追ってご議論いただく予定でございますけれども、こういった幅広いこともございますが、本日は相談支援の体制とそれからケアマネジメントというような大きな柱について、ご議論いただくということで、資料の方を準備させていただきました。

下の2ページでございます。

まず、相談支援事業の全体像の現状を整理したポンチ絵でございます。

まず、一般的な相談支援と上の半分でございますけれども、障害者相談支援事業と書いてございますけれども、これは市町村が行うことございまして、一義的には市町村が一般的な相談支援を行っていく。それに対して、下の方から機能強化と矢印が伸びておりますが、補助金がございます、例えば専門職員の配置とか、居住サポートとか、こういったことについては、補助金という形で機能を強化しているということでございます。

右の方に都道府県とございますけれども、広域的、専門的な支援につきましては、都道府県が行うことによって、市町村をバックアップする、こういうのが一般的な相談支援の形、体制でございます。

また、これとは別に、法律上の根拠も別々にはしているんですが、サービス利用計画作成費の支給と下でございます。

こちらの方は、指定相談支援事業者が行うサービス利用計画の作成、あるいはそのあっせん・調整ということで、自立支援給付の中に位置づけられているということで、大きな2つの枠組みの下で、現在の自立支援法の中で、相談支援事業が位置づけられているということでございます。

おめくりください。

まず、本日の論点の1点目で、地域における相談支援体制についてでございます。

現状の①のところでございますけれども、市町村におきましては、その枠組みの中に

ございますように、まず一般的な相談支援として、例えばそこに①から⑥と書いてございますけれども、福祉サービスの利用援助であるとか、あるいはピアカウンセリング、こういったことを一般財源の中で、相談支援を市町村が行う。それに対して、先ほど若干申し上げましたけれども、補助金という形で、専門職を市町村に配置した場合、あるいは居住サポート事業、それから成年後見の利用支援ということで、利用経費の一部助成といったものについては、機能強化という形で、補助金制度がございます。

それから、下の方の○ですけれども、その相談支援の体制につきましては、基本的には地域の実情に応じて進めていただくということでございますけれども、私ども国の方からは、例として、次の3つをお示ししているところです。

1つ目が、総合的拠点を設置するような形。それから、2つ目の例として、複数の拠点を設置して、相互に連携する。こういうネットワークで対処するような形。それから、3つ目で、介護保険の地域包括支援センターと一体的に総合的な窓口を設けるような形、こういったことを想定しているということでございます。

次の4ページで、現状②のところでございますけれども、都道府県におきましては、上記のような市町村の事業をサポートするような形で次の枠組みの1から4とございますようなことが行われております。

1つ目で、専門性の高い相談支援。2つ目で、広域的な支援。これは右の方にございますが、地域のネットワーク構築、自立支援協議会のようなものですが、こういったものの構築に向けた指導調整を行うアドバイザーを配置するような場合に、補助金制度を設けているところです。それから、相談支援者の育成も都道府県の業務でございます。

それから、4点目で、身体障害者相談員、知的障害者相談員の委託、あるいは研修の実施ということが都道府県が行っているものでございます。

それから、下の現状の③のところでございます。

こちらは、指定相談支援事業者と書いてございますが、先ほど自立支援給付の中という別の枠組みの中で行われているものでございますけれども、指定相談支援事業者は都道府県知事の指定を受けて、サービス利用計画の作成、事業者の連携などを行う、という仕組みでございます。

また、その際、市町村は、上記の一般的な相談支援事業の実施を指定相談支援事業者に委託することができるという仕組みになってございます。

また、その下の最後の○で、指定相談支援事業者には、一定の研修を受けた相談支援専門員を配置するということになってございます。

以上が現状の説明でございます。

おめくりください。

5ページで、課題①というところでございます。

まず、市町村ごとの取組状況ということで、一般的な相談支援につきまして、交付税、一般財源で行われているということもございまして、取組状況に差があると、こういうこ

とでございます。

参考の中にも市町村の意見が書いてございますけれども、財源の確保が課題とか、人材の確保、資質向上が課題と、こういったことが市町村の方からもご意見をいただいているところ です。

それから、下の方の○で、地域生活支援事業費補助金による相談支援、先ほど機能強化を図るということで、補助金があると申し上げた部分ですけれども、そこに3つ書いてございますけれども、専門職員の配置、居住サポート、成年後見、それぞれ実施状況は専門員の配置でしたら、40%ということで、かなり差があるということが言えると思います。

下の方で、次のページ、課題の②のところでございますが、まず相談支援の質の確保ということでございます。

1つ目の○でございますけれども、市町村では相談支援の体制を直営で行っているというところが22%。相談支援事業者に全部または一部を委託しているというところが48%という状況でございます。それぞれ課題がございまして、市町村直営で行っている場合といたしましては、やはり人事異動があるために、質の維持、向上が課題になっていると、こういうご意見がございまして。

また、相談支援事業者に委託をしている場合であっても、やはり事業者によって相談支援の取組状況、支援の内容に差があるということでございます。

次の○のまた、のところですが、障害者同士によるピアカウンセリング、あるいは身体障害者相談員、あるいは知的障害者相談員による相談援助を活用することにより、厚みのある相談支援を行うべき、というご意見もいただいているところでございます。

それから、3つ目で、総合的な相談支援を行う体制ということでございますけれども、障害者の相談支援については、いろいろなニーズがあるということで、一般的な相談支援からサービス利用支援、地域移行の支援、24時間支援とか、そういった多様な相談支援を提供して、それぞれの方のライフステージに応じた一貫した総合的な相談支援の体制をそれぞれの地域で充実させていくことが必要でないかと考えております。

また、次の○のところですが、相談支援体制の整備を図るとともに、専門的に対応する人材の確保、ノウハウの蓄積を通じて、質の向上を図っていくためにも、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置することを検討すべきと、こういうご指摘がございまして。

こういった課題を踏まえまして、おめくりください。7ページです。

論点として、3点掲げさせていただいております。

まず、1点目で、地域における相談支援体制の強化ということでございますけれども、市町村による相談支援の充実や地域生活支援事業費補助金の活用を促すことなどにより、全国的に必要な相談支援の事業が実施されるよう強化を図っていくべきではないかとさせていただきます。

それから、2点目で、人材につきまして、研修事業の充実を図るなど、質の向上を図る

ていくべきではないか。また、障害者同士のピアカウンセリングなどの活用を図っていくべきではないか。3点目で、総合的な相談支援を行う体制について、その整備を図るとともに、質の向上を図っていくために、総合的な相談支援を行う拠点的な機関を設置するなど、総合的な相談支援体制を充実させていくことについて、どのように考えるかということ、論点の案を示させていただいております。

次に、大きな論点の2点目で、ケアマネジメントの在り方についてでございますが、まず(1)でサービス利用計画作成費についてでありますけれども、現状の欄でございますけれども、一般的な相談支援に加えまして、支給決定を受けた障害児・者の方であって、一定の要件を満たす方に対しては、サービス利用計画費を支給して、サービス利用計画を作成するとともに、その事業者の連絡調整を行う、こういった支援を受けられるような仕組みにしているところでございます。

サービス利用計画の内容につきましては、次のページにございますので、ここでは省略させていただいて、先ほど一定の要件を満たす方というふうに申し上げましたけれども、下の方の○ですけれども、サービス利用計画作成費の対象者は次の場合に限定されているということでございます。

1つ目が、障害者支援施設からの退所などに伴いまして、一定期間集中的に支援を行うことが必要である方。それから、2つ目が、単身世帯の方など、自ら事業者などとの連絡調整を行うことが難しい方。3点目が、重度障害者等包括支援にかかる支給決定を受けることができる方。こういう方に限って、サービス利用計画作成費という形で支給をしているということでございます。

おめくりください。

9ページ、10ページは、そのサービス利用計画の例でございます。

上の方、9ページでございますけれども、こういったサービス利用計画書というのをつくりまして、その上の方にありますけれども、援助の全体目標、短期目標、長期目標、こういうものを設定した上で、ニーズに応じて援助目標、サービス内容、頻度、時間、それぞれの欄に書いてございますけれども、こういったものを関係機関の協議を経て、それから、障害当事者の方のご意見を十分聞いた上でつくっていくというのがこのサービス利用計画でございます。

その下の方の10ページは、それを週間計画書に落としたもので、タイムスケジュールごとどんなサービスを使っていたかということで、整理したものでございます。

こういったサービス利用計画を作成するということに対して、自立支援給付を行っているというのが、サービス利用計画作成費の枠組みでございます。

おめくりください。

11ページ、課題でございますけれども、まずサービス利用計画作成費の対象者ということ、1つ目の○でありますけれども、自立支援法で今申し上げましたサービス利用計画費の制度を導入いたしましたけれども、20年4月、単月の利用者数でありま

すけれども、全国で1,920人というような状況でございます。

都道府県によっても、かなり利用にばらつきがあるところでございます。

その矢印のところでございますけれども、利用が少ない要因としては、サービス利用計画の作成が支給決定の後になっていて、市町村やサービス事業者が一般的な相談支援の中で可能な範囲で対応しているということが考えられるところでございまして、また後の方で出てまいりますけれども、サービス利用手続の在り方を検討していくことが必要と、そういうふうに認識いたしております。

また、同時に、現在はサービス利用計画作成費の対象者を限定しているところでございますけれども、今後、障害者の地域における自立した生活の支援を強化する、そして障害者が地域において安心して継続的に暮らしていけるようにするためには、やはりケアマネジメントという形で、サービス利用計画作成費の支給対象者の拡大を検討していくことが必要ではないかというふうに考えております。

その下の点線の枠組みの中に、もう少し具体的な検討の視点を書かせていただいておりますけれども、1つ目の・のところで、障害のある方が施設から退所した後に、地域で安心して継続して暮らしていける、あるいは家族から独立しても安心して継続して暮らしていけるというようなことのためには、やはり定期的にマネジメントを行って、ご本人さん、あるいはご本人を取り巻く状況の変化に応じて、継続して課題の解決、あるいは適切なサービス利用を支援していく必要があるということで、やはり地域の中で、そういう安心ができるシステムをつくっていくためにも、ケアマネジメントの仕組みであるサービス利用計画作成費の対象を広げる必要があるのではないかと考えております。

それから、次の・で、ケアマネジメントにより専門的な者からのアドバイスを活用して、サービスを幅広く組み合わせる利用できるようにすることは、障害者ご本人にとっても、選択肢の拡大につながるのではないかと考えております。

次のページでございますけれども、さらに施設に入所されている方においても、日中活動を適切に組み合わせる利用していく、あるいは地域移行に向けたコーディネートを行っていく、こういうことからケアマネジメントの対象としていくことが考えられるのではないかと。それから、精神科病院の入院者についても、退院に向けて、ケアマネジメントの対象としていくことは考えられるのではないかと、こういうふうに課題認識をしております。

ということで、論点の方でありますけれども、12ページの下半分でありますけれども、障害者の自立した生活を支えていくため、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援していけるよう、サービス利用作成費について、施設入所者などを含め、対象者を拡大していくことについて検討していくべきではないかと、このようにさせていただいております。

資料の方をおめくりください。

ただいま対象者の拡大について申し上げましたけれども、サービス利用手続の在り方と

ということで、今度は手続のプロセスについてでございます。

現状のところでございますけれども、現行の支給決定の仕組みというのは、市町村がいろいろな事項を勘案して支給決定を行うということで、サービス利用計画の作成手続というのは、支給決定の後ということになっております。

下に、その現行のプロセスのポンチ絵がございますけれども、受付申請の後に、障害程度区分の認定やサービス利用移行の聴取などを経て、市町村がそこは支給決定をする。その上で、先ほど対象者と3つ申し上げましたけれども、そういう方々については、点線囲みである中にあるように、課題分析、計画案の作成、サービス担当者会議というのを経て、サービス利用計画をつくっていくということでございます。

このサービス利用計画には、作成費に支給期間というのがございまして、施設を退所した方であれば6カ月というのが基本的な期間でございますけれども、その期間は、この矢印で、上の方に伸びて、下にまた課題分析のところに戻ってくる矢印がございますけれども、こういった形で、6カ月間はこのサイクルをやっていくということで、最初につくるときは新しく計画をつくり、また2回目以降は、モニタリングという位置づけにもなっているところでございます。

また、その下の方に、支給決定からサービス利用のところにもつすぐ太い矢印が伸びてございますけれども、先ほどありました対象者になっている方以外は、この支給決定からサービス利用に直接行くというのが制度上の位置づけでございます。

そして、次のページ14ページ、課題の欄でございますけれども、先ほど申し上げましたように、市町村による支給決定の後に、サービス利用計画を作成する、こういうプロセスがサービス利用計画作成費の利用実績が低いことの要因の1つではないかということでございます。

また、次の○でございますけれども、障害者の受けるサービスが適切なものになるよう、そのプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入して、支給決定の参考とすべきと、こういったご意見をいただいているところでございます。

また、次の○でありますけれども、サービス支給決定時のほかにも、サービス利用計画に基づくサービスの利用が障害者のニーズや課題の解消に適合しているかなどを確認するためには、今、サービス利用計画を作成していない人も含めまして、一定期間ごとにモニタリングを実施していくというご指摘もございます。

その下の方に、見直しした場合のイメージ例ということで書いてございますけれども、真ん中の支給決定にかぶるようなところで、先ほど課題分析から計画案の作成、サービス担当者会議、サービス利用計画の作成が、支給決定のところにかぶるような形になるということで、ここの時点でマネジメントを行ったことを踏まえて支給決定をしていただくというようなイメージを考えております。

また、サービス利用の右側に、モニタリング、課題分析、計画案の作成、サービス利用計画の作成という形になっておりますけれども、今までモニタリングがなかった方につい

でも、一定期間ごとのモニタリングをしていくというような形で、支給決定時のケアマネジメント、それからモニタリングということを検討してはどうかということでございます。おめくりください。

15ページで、モニタリングについて、イメージ図をもう一つ載せておりますけれども、現行では、一般的なケース、これは下の施設退所時など以外のものでありますけれども、この場合には、サービス利用計画作成費の支給というのはないということでございますので、モニタリングという意味では、実施されていないということでございます。

それから、施設退所などの場合については、支給決定の後に、先ほど申し上げましたように、サービス利用計画の作成、あるいはモニタリングということで、施設退所の場合は、6カ月まで毎月サービス利用計画費の算定ができるというような仕組みでございます。

その下の方が、見直し例でございまして、今申し上げた一般的なケースも、それから施設退所など環境の変化があるような場合についても、いずれについても支給決定時にサービス利用計画の作成を行って、それを基に支給決定をしていくということで、その時点で、算定をした後に、また一般的なケースもそれから特別な場合についても、いずれについても定期的にモニタリングを行っていくというようなことをイメージしております。

それで、次の16ページでございます。

今のような仕組みをするときの市町村が行う支給決定の関係について、その続きというところで説明をしております。

今、申し上げましたように、市町村が総合的な判断で支給決定を行う仕組みというのがありまして、一方で、サービス利用計画の作成は、現行制度では、民間の指定相談支援事業者が行う、こういう枠組みになっております。

したがって、現行制度のまま支給決定のプロセスにケアマネジメントを導入した場合には市町村が支給決定を行うという仕組みと整合性がとれないという恐れがあるのではないかと、したがって市町村がその責任において、統一かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みを維持しながら、どのように支給決定のプロセスにケアマネジメントの仕組みを導入するかが課題であるということで、矢印のところがございますけれども、支給決定時におけるケアマネジメントにつきましては、市町村が関わっていくなどの工夫が必要ではないかというふうに認識しております。

また、次の○でありますけれども、ケアマネジメントについては、対象者の見直しに合わせて、質の向上を図っていくことがございます。

現在、初任者研修とか5年ごとの現任研修というのがありますけれども、人材の確保を図る、あるいは最初のテーマで出てきました一般的な相談支援を行う体制という総合的な体制ということの関係も含めて、適切なケアマネジメントを実施できる体制ということの検討が必要というふうに認識いたしております。

おめくりいただきまして、17ページ、論点の方は3つ掲げさせていただいております。

1つ目で、サービス利用の手続につきましては、そのプロセスにケアマネジメントの仕

組みを導入することについてどのように考えるか。その際、市町村がその責任において、統一かつ総合的な判断により支給決定を行うという仕組みとの整合性を確保するための工夫が考えられないか。

それから、2点目といたしまして、サービス利用計画の作成後についても、サービス利用計画作成費の活用により一定期間ごとにモニタリングを実施することとすべきではないか。

それから、3点目といたしまして、研修の実施などによる質の確保を含め、ケアマネジメントを実施する者、体制についてどのように考えるかと、このようにさせていただいております。

それから、大きなテーマの3点目で、自立支援協議会が18ページの下半分でございます。

まず、現状のところでございますが、地域自立支援協議会、これは基本的に市町村が設けるものでございますけれども、相談支援事業を初めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、中核的役割を果たす協議の場として、一般財源で市町村が設けるといってございます。

主な機能といたしまして、①から③にございますけれども、関係機関によるネットワーク構築に向けた協議、あるいは困難事例への対応に関する協議調整、それから、地域の社会資源の開発、改善、こういったことを協議する場ということでございます。

それから、都道府県レベルにもございまして、都道府県の自立支援協議会は、都道府県全体でのシステムづくりに関する主導的役割を担う協議の場ということで位置づけられているところでございます。

おめくりください。

19ページで、課題でございますけれども、自立支援協議会の活性化ということで、そこに自立支援協議会の設置状況がございます。

都道府県の自立支援協議会は、今年度中に全都道府県で設置予定でございます。

一方、市町村が設ける地域自立支援協議会のほうは、4月現在では、65.6%という実施状況で、今年度中のものを足しても85%ぐらいというようなことでございます。

ということで、また上の〇のところに戻りますけれども、現在は、自立支援協議会の設置の法律上の根拠が明確でないというふうに書いてございますけれども、位置づけとしては、市町村、あるいは都道府県の地域生活支援事業というものとして、省令の上で、そういった協議をするための会議を設けるということが、市町村、あるいは都道府県の行うこととして書いてございます。

それから、下のほうの〇でございまして、ソフト面では運営マニュアルをつくったり、あるいは都道府県のアドバイザー、この自立支援協議会をつくったりする際に、調整をするアドバイザー、こういった方の研修などを行うことで、その協議会の立ち上げとかの支援を行っているところでございますが、運営状況に市町村ごとにかなり差があって、活性化を図っていくべきというご意見があるところでございます。

それで、20ページ、下のほうで、論点といたしまして、1点目が、自立支援協議会の法定化ということで、その設置の促進や運営の活性化を図るため、法律上の位置づけを明確にするべきではないか。

それから、運営面に関しましては、運営マニュアルや運営の好事例の周知など、国や都道府県において、設置、運営の支援を図っていくべきではないか。ということで、論点とさせていただきます。

それから、資料2-②のほうは、関連するデータとか、あるいは制度上の整理などを書かせていただいておりますが、時間の都合上、説明は省略させていただきます。以上でございます。

#### ○潮谷部会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明も踏まえていただきまして、相談支援について、委員の皆様からご意見を賜りたいと思います。

今回も前回と同様、前半、後半に分けて議論を進めてまいりたいと思います。

まず、資料2-①の1ページから7ページまでを前段として、8ページ以降を後段という形にさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様方には、また今回もお願いですけれども、論点を明確に、またポイントを絞って、ご発言いただきますようお願いいたします。

どなたからでも結構です。

福島委員が手を挙げていらっしゃるんですが。

#### ○福島委員

福島です。

まず、最初に感想ですけれども、今のご説明にもあったように、サービス利用計画がこれまであまり実施されていなかった。1,920件しかなかったというのが、支給決定の後になされていたからというのは、順番が逆のことなんだろうと思います。

その意味では、順序を、本来あるべき姿に戻すという方向自体は望ましいと思いますが、ただ実質的に本当に使える制度になるかどうかということが重要なポイントであろうと思います。

その意味で、幾つか確認させていただきたいんですけれども、基本的なことについて、この相談支援の対象となる事業は、この自立支援給付の枠組みの事業がもっぱら対象なのか、それとも状況によっては地域生活支援事業も入るのかということが質問の1つです。

もう一つは、この相談支援の財源が、これは一般会計なのか、それとも補助金や事務的経費のような枠なのかの確認。仮に一般会計であった場合に、各自治体の財政事情で相当格差が出るだろうと思いますが、その点についての対応は何か講じる予定があるかどうか。

以上、3つぐらいの確認です。

○潮谷部会長

これからの論議に関わっていく部分でもありますので、まず今の点について、事務局の方からご説明をお願いしたいと思います。

○藤井障害福祉課長

その辺りのことはまさに制度の仕組みでございますので、審議会としての委員の皆様方としてのご意見をいただければありがたいところではございますが、ただ、現行の制度のサービス利用計画作成費をもし仮にそのまま使うといたしますと、これはご案内のように自立支援給付ということになっておりますので、そのまま対象を拡大すれば、その拡大した部分も当然自立支援給付という形になってまいりますし、そうなりますと、財源的には自立支援給付でございますから、一般会計、補助金とかではございませんで、国の義務的負担でもって、支援をされる部分だと思えます。

○潮谷部会長

もう1点、現行でやった場合に、都道府県の財政的な負担の問題というのが、現行でいったときに何か出てきているのかどうか、ちょっと触れていただければというふうに思いますが。

○藤井障害福祉課長

そこも議論の、ご意見をいただければと思えますけれども、もし自立支援給付で申し上げれば、いわば自治体の裏負担について、何がしか別途の財政的な措置がとられているというわけではございません。

もしかしたらご質問の趣旨を誤解しているかも分かりませんが、一般的な障害者相談支援事業で申しますと、こちらのほうは、先ほどのサービス利用計画作成費ではございませんで、相談支援事業、一般的な障害者相談支援事業というような趣旨であれば、そちらは現在でも一般財源、あるいは交付税で賄われているという格好になっております。そこはサービス利用計画作成費のところと、一般的な相談支援事業とは別になっているということを申し添えたいと思えます。

○潮谷部会長

事務局側のほうから、現行の自立支援法の中で、どのような状況になっているかということを説明していただきましたが、今後ただいまの説明も踏まえて、皆様方からのご意見をちょうだいしたいと思います。

○福島委員

もうちょっと現状で、一般会計になっているものとそうでないものが何なのかということをもう一度整理しておっしゃっていただけますか。

今の状況です。

○藤井障害福祉課長

改めてお手元の資料で申しますと、資料②の1の2ページ、3ページ、4ページ辺りになりますけれども、2ページで申しますと、一般的な相談支援とサービス利用計画と分けて記してございますが、一般的な相談支援のほうは、障害者相談支援事業、これは一般的な相談支援を行うものでございますが、こちらは一般財源です。市町村の一般財源のほうで賄われております。国との関係で地方交付税で措置されているという関係になってまいります。

また、一般的な相談支援の中でも、市町村の相談支援の機能強化事業ですとか、あるいは居住サポート事業ですとか、幾つかの事業につきましては、地域生活支援事業費補助金のほうで、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1というような財政措置になっております。

また、若干相談支援充実強化事業といったことで、都府県に積みれています基金のほうから、支出がされているような事業もございます。

その一方で、サービス利用計画のほうをご覧くださいますと、サービス利用計画作成費の支給は、これは現行の自立支援法上、いわゆる自立支援給付という形になってございまして、そこにございますように、国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1といったような負担割合になっておりますが、この国の2分の1は、義務的経費という形で、負担をされております。

○潮谷部会長

福島委員、よろしゅうございますでしょうか。

○福島委員

もうちょっとだけ。

そうすると、一番最初の一般的な相談事業のほうは、一般財源ということなので、これは要するに自治体の財政事情によっては、あまり充実してできていないところもあるのではないかと推察いたしますが、その辺りについては、対応をどう考えるか。

○藤井障害福祉課長

本日の資料で申しますと、5ページ、6ページの辺りになってまいります。まさに本日の論点の3つの中の一番目の地域における相談支援体制の課題という意味では、福島委